

変更前	変更後	備 考				
<p>第 1 2 章 「中期的安全確保の考え方」に基づく設備の管理</p> <p>第 1 節 通 則</p> <p>(構成及び定義)</p> <p>第 1 2 2 条</p> <p>(中略)</p> <p>2.用語の定義は、各条に特に定めがない場合は、次のとおりとする。</p> <table border="1" data-bbox="201 615 1216 1570"> <tr> <td data-bbox="201 615 409 1570">本章で定める各設備等</td> <td data-bbox="409 615 1216 1570"> <p>「東京電力株式会社福島第一原子力発電所第 1 ～ 4 号機に対する「中期的安全確保の考え方」に基づく施設運営計画に係る報告の徴収について」において報告した施設運営計画(その 1)、(その 2)及び(その 3)に係る以下の設備等をいう。</p> <p>ただし、第 1 4 9 条の 2、第 1 4 9 条の 4 から第 1 6 4 条、第 1 6 7 条及び第 1 6 8 条については、5 号炉及び 6 号炉を含む。</p> <p>(1) 原子炉圧力容器・格納容器注水設備</p> <p>(2) 原子炉格納容器</p> <p>(3) 使用済燃料プール等</p> <p>(4) 原子炉圧力容器・格納容器ホウ酸水注入設備</p> <p>(5) 高レベル放射性汚染水処理設備、貯留設備(タンク等)、廃スラッジ貯蔵施設、使用済セシウム吸着塔保管施設及び関連施設(移送配管、移送ポンプ等)</p> <p>(6) 高レベル放射性汚染水を貯留している(滞留している場合も含む)建屋等</p> <p>(7) 電気系統</p> <p>(8) 放射性物質に汚染されたガレキ等の放射性固体廃棄物の管理</p> <p>(9) 使用済燃料共用プール等</p> <p>(10) 監視室・制御室</p> <p>(11) 放射線防護及び管理</p> <p>(12) 放射線監視</p> <p>(13) 放射線リスクの低減(港湾内の放射性物質濃度低減を除く。)</p> </td> </tr> </table>	本章で定める各設備等	<p>「東京電力株式会社福島第一原子力発電所第 1 ～ 4 号機に対する「中期的安全確保の考え方」に基づく施設運営計画に係る報告の徴収について」において報告した施設運営計画(その 1)、(その 2)及び(その 3)に係る以下の設備等をいう。</p> <p>ただし、第 1 4 9 条の 2、第 1 4 9 条の 4 から第 1 6 4 条、第 1 6 7 条及び第 1 6 8 条については、5 号炉及び 6 号炉を含む。</p> <p>(1) 原子炉圧力容器・格納容器注水設備</p> <p>(2) 原子炉格納容器</p> <p>(3) 使用済燃料プール等</p> <p>(4) 原子炉圧力容器・格納容器ホウ酸水注入設備</p> <p>(5) 高レベル放射性汚染水処理設備、貯留設備(タンク等)、廃スラッジ貯蔵施設、使用済セシウム吸着塔保管施設及び関連施設(移送配管、移送ポンプ等)</p> <p>(6) 高レベル放射性汚染水を貯留している(滞留している場合も含む)建屋等</p> <p>(7) 電気系統</p> <p>(8) 放射性物質に汚染されたガレキ等の放射性固体廃棄物の管理</p> <p>(9) 使用済燃料共用プール等</p> <p>(10) 監視室・制御室</p> <p>(11) 放射線防護及び管理</p> <p>(12) 放射線監視</p> <p>(13) 放射線リスクの低減(港湾内の放射性物質濃度低減を除く。)</p>	<p>第 1 2 章 「中期的安全確保の考え方」に基づく設備の管理</p> <p>第 1 節 通 則</p> <p>(構成及び定義)</p> <p>第 1 2 2 条</p> <p>(中略)</p> <p>2.用語の定義は、各条に特に定めがない場合は、次のとおりとする。</p> <table border="1" data-bbox="1421 615 2436 1570"> <tr> <td data-bbox="1421 615 1629 1570">本章で定める各設備等</td> <td data-bbox="1629 615 2436 1570"> <p>「東京電力株式会社福島第一原子力発電所第 1 ～ 4 号機に対する「中期的安全確保の考え方」に基づく施設運営計画に係る報告の徴収について」において報告した施設運営計画(その 1)、(その 2)及び(その 3)に係る以下の設備等をいう。</p> <p>ただし、第 1 4 9 条の 2 から第 1 6 4 条、第 1 6 7 条及び第 1 6 8 条については、5 号炉及び 6 号炉を含む。</p> <p>(1) 原子炉圧力容器・格納容器注水設備</p> <p>(2) 原子炉格納容器</p> <p>(3) 使用済燃料プール等</p> <p>(4) 原子炉圧力容器・格納容器ホウ酸水注入設備</p> <p>(5) 高レベル放射性汚染水処理設備、貯留設備(タンク等)、廃スラッジ貯蔵施設、使用済セシウム吸着塔保管施設及び関連施設(移送配管、移送ポンプ等)</p> <p>(6) 高レベル放射性汚染水を貯留している(滞留している場合も含む)建屋等</p> <p>(7) 電気系統</p> <p>(8) 放射性物質に汚染されたガレキ等の放射性固体廃棄物の管理</p> <p>(9) 使用済燃料共用プール等</p> <p>(10) 監視室・制御室</p> <p>(11) 放射線防護及び管理</p> <p>(12) 放射線監視</p> <p>(13) 放射線リスクの低減(港湾内の放射性物質濃度低減を除く。)</p> </td> </tr> </table>	本章で定める各設備等	<p>「東京電力株式会社福島第一原子力発電所第 1 ～ 4 号機に対する「中期的安全確保の考え方」に基づく施設運営計画に係る報告の徴収について」において報告した施設運営計画(その 1)、(その 2)及び(その 3)に係る以下の設備等をいう。</p> <p>ただし、第 1 4 9 条の 2 から第 1 6 4 条、第 1 6 7 条及び第 1 6 8 条については、5 号炉及び 6 号炉を含む。</p> <p>(1) 原子炉圧力容器・格納容器注水設備</p> <p>(2) 原子炉格納容器</p> <p>(3) 使用済燃料プール等</p> <p>(4) 原子炉圧力容器・格納容器ホウ酸水注入設備</p> <p>(5) 高レベル放射性汚染水処理設備、貯留設備(タンク等)、廃スラッジ貯蔵施設、使用済セシウム吸着塔保管施設及び関連施設(移送配管、移送ポンプ等)</p> <p>(6) 高レベル放射性汚染水を貯留している(滞留している場合も含む)建屋等</p> <p>(7) 電気系統</p> <p>(8) 放射性物質に汚染されたガレキ等の放射性固体廃棄物の管理</p> <p>(9) 使用済燃料共用プール等</p> <p>(10) 監視室・制御室</p> <p>(11) 放射線防護及び管理</p> <p>(12) 放射線監視</p> <p>(13) 放射線リスクの低減(港湾内の放射性物質濃度低減を除く。)</p>	<p>・ドラム缶等の固体廃棄物貯蔵庫以外への仮置きに係る変更</p>
本章で定める各設備等	<p>「東京電力株式会社福島第一原子力発電所第 1 ～ 4 号機に対する「中期的安全確保の考え方」に基づく施設運営計画に係る報告の徴収について」において報告した施設運営計画(その 1)、(その 2)及び(その 3)に係る以下の設備等をいう。</p> <p>ただし、第 1 4 9 条の 2、第 1 4 9 条の 4 から第 1 6 4 条、第 1 6 7 条及び第 1 6 8 条については、5 号炉及び 6 号炉を含む。</p> <p>(1) 原子炉圧力容器・格納容器注水設備</p> <p>(2) 原子炉格納容器</p> <p>(3) 使用済燃料プール等</p> <p>(4) 原子炉圧力容器・格納容器ホウ酸水注入設備</p> <p>(5) 高レベル放射性汚染水処理設備、貯留設備(タンク等)、廃スラッジ貯蔵施設、使用済セシウム吸着塔保管施設及び関連施設(移送配管、移送ポンプ等)</p> <p>(6) 高レベル放射性汚染水を貯留している(滞留している場合も含む)建屋等</p> <p>(7) 電気系統</p> <p>(8) 放射性物質に汚染されたガレキ等の放射性固体廃棄物の管理</p> <p>(9) 使用済燃料共用プール等</p> <p>(10) 監視室・制御室</p> <p>(11) 放射線防護及び管理</p> <p>(12) 放射線監視</p> <p>(13) 放射線リスクの低減(港湾内の放射性物質濃度低減を除く。)</p>					
本章で定める各設備等	<p>「東京電力株式会社福島第一原子力発電所第 1 ～ 4 号機に対する「中期的安全確保の考え方」に基づく施設運営計画に係る報告の徴収について」において報告した施設運営計画(その 1)、(その 2)及び(その 3)に係る以下の設備等をいう。</p> <p>ただし、第 1 4 9 条の 2 から第 1 6 4 条、第 1 6 7 条及び第 1 6 8 条については、5 号炉及び 6 号炉を含む。</p> <p>(1) 原子炉圧力容器・格納容器注水設備</p> <p>(2) 原子炉格納容器</p> <p>(3) 使用済燃料プール等</p> <p>(4) 原子炉圧力容器・格納容器ホウ酸水注入設備</p> <p>(5) 高レベル放射性汚染水処理設備、貯留設備(タンク等)、廃スラッジ貯蔵施設、使用済セシウム吸着塔保管施設及び関連施設(移送配管、移送ポンプ等)</p> <p>(6) 高レベル放射性汚染水を貯留している(滞留している場合も含む)建屋等</p> <p>(7) 電気系統</p> <p>(8) 放射性物質に汚染されたガレキ等の放射性固体廃棄物の管理</p> <p>(9) 使用済燃料共用プール等</p> <p>(10) 監視室・制御室</p> <p>(11) 放射線防護及び管理</p> <p>(12) 放射線監視</p> <p>(13) 放射線リスクの低減(港湾内の放射性物質濃度低減を除く。)</p>					

変更前		変更後		備考																																																																																																																												
<p>(品質保証計画)</p> <p>第122条の2</p> <p>(中略)</p> <p>4.2 文書化に関する要求事項</p> <p>4.2.1 一般</p> <p>品質マネジメントシステムの文書として以下の事項を含める。また、これらの文書体系を図2に、各マニュアルと各条文の関連をc)及びd)の表に示す。なお、記録は適正に作成する。</p> <p>a) 文書化した、品質方針及び品質目標の表明</p> <p>b) 以下の品質マニュアル</p> <p> 本品質保証計画， 原子力品質保証規程（Z-21）</p> <p>c) JEAC4111が要求する“文書化された手順”である以下の文書及び記録</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>第122条の2の関連条項</th> <th>原子力品質保証規程の関連条項</th> <th>名称</th> <th>文書番号</th> <th>管理箇所</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>4.2, 7.2.2, 8.3, 8.5.1, 8.5.2, 8.5.3</td> <td>4.2, 7.2.2, 8.3, 8.5.1, 8.5.2, 8.5.3</td> <td>福島第一安定化センター品質保証計画書運用マニュアル</td> <td>FS-57</td> <td>福島第一安定化センター安全総括部</td> </tr> <tr> <td>8.2.2, 8.5.1</td> <td>8.2.2, 8.5.1</td> <td>原子力品質監査基本マニュアル</td> <td>NA-19</td> <td>原子力品質監査部</td> </tr> </tbody> </table> <p>d)組織内のプロセスの効果的な計画，運用及び管理を確実にするために，必要と決定した記録を含む文書</p> <p>以下の文書</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>第122条の2の関連条項</th> <th>原子力品質保証規程の関連条項</th> <th>名称</th> <th>文書番号</th> <th>管理箇所</th> <th>第12章の関連条文</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>5.5.3, 8.3</td> <td>5.5.3, 8.3</td> <td>トラブル等の報告マニュアル</td> <td>NM-51-11</td> <td>原子力運営管理部</td> <td>第124条, 第167条, 第168条</td> </tr> <tr> <td>5.5.3</td> <td>5.5.3</td> <td>原子炉主任技術者職務運用マニュアル</td> <td>NM-24-1</td> <td>原子力運営管理部</td> <td>第125条</td> </tr> <tr> <td>6.2, 8.3</td> <td>6.2, 8.3</td> <td>運転員の確保マニュアル</td> <td>NM-51-1</td> <td>原子力運営管理部</td> <td>第126条, 第131条</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">6.2.2, 6.3, 6.4, 7.1, 7.2.1, 7.5, 8.3</td> <td rowspan="2">6.2.2, 6.3, 6.4, 7.1, 7.2.1, 7.5, 8.3</td> <td>原子炉・使用済燃料プール冷却設備等の運転・保守管理マニュアル</td> <td>FS-57・CP-001</td> <td>福島第一安定化センター冷却設備部</td> <td>第126条, 第127条, 第130条～第133条, 第138条～第140条, 第141条, 第142条, 第144条, 第167条</td> </tr> <tr> <td>高レベル放射性滞留水処理関連設備の運転・保守管理マニュアル</td> <td>FS-57・WT-001</td> <td>福島第一安定化センター水処理設備部</td> <td>第126条, 第127条, 第130条, 第132条, 第145条, 第146条, 第149条, 第167条</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">7.1, 7.2.1, 7.5, 8.3</td> <td rowspan="2">7.1, 7.2.1, 7.5, 8.3</td> <td>状態管理マニュアル</td> <td>NM-51-6</td> <td>原子力運営管理部</td> <td>第126条, 第127条, 第138条～第143条, 第147条, 第148条, 第167条</td> </tr> <tr> <td>運転員の引継マニュアル</td> <td>NM-51-4</td> <td>原子力運営管理部</td> <td>第129条, 第137条, 第167条</td> </tr> </tbody> </table>		第122条の2の関連条項	原子力品質保証規程の関連条項	名称	文書番号	管理箇所	4.2, 7.2.2, 8.3, 8.5.1, 8.5.2, 8.5.3	4.2, 7.2.2, 8.3, 8.5.1, 8.5.2, 8.5.3	福島第一安定化センター品質保証計画書運用マニュアル	FS-57	福島第一安定化センター安全総括部	8.2.2, 8.5.1	8.2.2, 8.5.1	原子力品質監査基本マニュアル	NA-19	原子力品質監査部	第122条の2の関連条項	原子力品質保証規程の関連条項	名称	文書番号	管理箇所	第12章の関連条文	5.5.3, 8.3	5.5.3, 8.3	トラブル等の報告マニュアル	NM-51-11	原子力運営管理部	第124条, 第167条, 第168条	5.5.3	5.5.3	原子炉主任技術者職務運用マニュアル	NM-24-1	原子力運営管理部	第125条	6.2, 8.3	6.2, 8.3	運転員の確保マニュアル	NM-51-1	原子力運営管理部	第126条, 第131条	6.2.2, 6.3, 6.4, 7.1, 7.2.1, 7.5, 8.3	6.2.2, 6.3, 6.4, 7.1, 7.2.1, 7.5, 8.3	原子炉・使用済燃料プール冷却設備等の運転・保守管理マニュアル	FS-57・CP-001	福島第一安定化センター冷却設備部	第126条, 第127条, 第130条～第133条, 第138条～第140条, 第141条, 第142条, 第144条, 第167条	高レベル放射性滞留水処理関連設備の運転・保守管理マニュアル	FS-57・WT-001	福島第一安定化センター水処理設備部	第126条, 第127条, 第130条, 第132条, 第145条, 第146条, 第149条, 第167条	7.1, 7.2.1, 7.5, 8.3	7.1, 7.2.1, 7.5, 8.3	状態管理マニュアル	NM-51-6	原子力運営管理部	第126条, 第127条, 第138条～第143条, 第147条, 第148条, 第167条	運転員の引継マニュアル	NM-51-4	原子力運営管理部	第129条, 第137条, 第167条	<p>(品質保証計画)</p> <p>第122条の2</p> <p>(中略)</p> <p>4.2 文書化に関する要求事項</p> <p>4.2.1 一般</p> <p>品質マネジメントシステムの文書として以下の事項を含める。また、これらの文書体系を図2に、各マニュアルと各条文の関連をc)及びd)の表に示す。なお、記録は適正に作成する。</p> <p>a) 文書化した、品質方針及び品質目標の表明</p> <p>b) 以下の品質マニュアル</p> <p> 本品質保証計画， 原子力品質保証規程（Z-21）</p> <p>c) JEAC4111が要求する“文書化された手順”である以下の文書及び記録</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>第122条の2の関連条項</th> <th>原子力品質保証規程の関連条項</th> <th>名称</th> <th>文書番号</th> <th>管理箇所</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>4.2, 7.2.2, 8.3, 8.5.1, 8.5.2, 8.5.3</td> <td>4.2, 7.2.2, 8.3, 8.5.1, 8.5.2, 8.5.3</td> <td>福島第一安定化センター品質保証計画書運用マニュアル</td> <td>FS-57</td> <td>福島第一安定化センター安全総括部</td> </tr> <tr> <td>8.2.2, 8.5.1</td> <td>8.2.2, 8.5.1</td> <td>原子力品質監査基本マニュアル</td> <td>NA-19</td> <td>原子力品質監査部</td> </tr> </tbody> </table> <p>d)組織内のプロセスの効果的な計画，運用及び管理を確実にするために，必要と決定した記録を含む文書</p> <p>以下の文書</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>第122条の2の関連条項</th> <th>原子力品質保証規程の関連条項</th> <th>名称</th> <th>文書番号</th> <th>管理箇所</th> <th>第12章の関連条文</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>5.5.3, 8.3</td> <td>5.5.3, 8.3</td> <td>トラブル等の報告マニュアル</td> <td>NM-51-11</td> <td>原子力運営管理部</td> <td>第124条, 第167条, 第168条</td> </tr> <tr> <td>5.5.3</td> <td>5.5.3</td> <td>原子炉主任技術者職務運用マニュアル</td> <td>NM-24-1</td> <td>原子力運営管理部</td> <td>第125条</td> </tr> <tr> <td>6.2, 8.3</td> <td>6.2, 8.3</td> <td>運転員の確保マニュアル</td> <td>NM-51-1</td> <td>原子力運営管理部</td> <td>第126条, 第131条</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">6.2.2, 6.3, 6.4, 7.1, 7.2.1, 7.5, 8.3</td> <td rowspan="2">6.2.2, 6.3, 6.4, 7.1, 7.2.1, 7.5, 8.3</td> <td>原子炉・使用済燃料プール冷却設備等の運転・保守管理マニュアル</td> <td>FS-57・CP-001</td> <td>福島第一安定化センター冷却設備部</td> <td>第126条, 第127条, 第130条～第133条, 第138条～第140条, 第141条, 第142条, 第144条, 第167条</td> </tr> <tr> <td>高レベル放射性滞留水処理関連設備の運転・保守管理マニュアル</td> <td>FS-57・WT-001</td> <td>福島第一安定化センター水処理設備部</td> <td>第126条, 第127条, 第130条, 第132条, 第145条, 第146条, 第149条, 第167条</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">7.1, 7.2.1, 7.5, 8.3</td> <td rowspan="2">7.1, 7.2.1, 7.5, 8.3</td> <td>状態管理マニュアル</td> <td>NM-51-6</td> <td>原子力運営管理部</td> <td>第126条, 第127条, 第138条～第144条, 第147条, 第148条, 第167条</td> </tr> <tr> <td>運転員の引継マニュアル</td> <td>NM-51-4</td> <td>原子力運営管理部</td> <td>第129条, 第137条, 第167条</td> </tr> </tbody> </table> <p>7.1, 7.2.1, 7.5</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>7.1, 7.2.1, 7.5</th> <th>7.1, 7.2.1, 7.5</th> <th>地震後の対応マニュアル</th> <th>NM-51-12</th> <th>原子力運営管理部</th> <th>第130条</th> </tr> </thead> </table>		第122条の2の関連条項	原子力品質保証規程の関連条項	名称	文書番号	管理箇所	4.2, 7.2.2, 8.3, 8.5.1, 8.5.2, 8.5.3	4.2, 7.2.2, 8.3, 8.5.1, 8.5.2, 8.5.3	福島第一安定化センター品質保証計画書運用マニュアル	FS-57	福島第一安定化センター安全総括部	8.2.2, 8.5.1	8.2.2, 8.5.1	原子力品質監査基本マニュアル	NA-19	原子力品質監査部	第122条の2の関連条項	原子力品質保証規程の関連条項	名称	文書番号	管理箇所	第12章の関連条文	5.5.3, 8.3	5.5.3, 8.3	トラブル等の報告マニュアル	NM-51-11	原子力運営管理部	第124条, 第167条, 第168条	5.5.3	5.5.3	原子炉主任技術者職務運用マニュアル	NM-24-1	原子力運営管理部	第125条	6.2, 8.3	6.2, 8.3	運転員の確保マニュアル	NM-51-1	原子力運営管理部	第126条, 第131条	6.2.2, 6.3, 6.4, 7.1, 7.2.1, 7.5, 8.3	6.2.2, 6.3, 6.4, 7.1, 7.2.1, 7.5, 8.3	原子炉・使用済燃料プール冷却設備等の運転・保守管理マニュアル	FS-57・CP-001	福島第一安定化センター冷却設備部	第126条, 第127条, 第130条～第133条, 第138条～第140条, 第141条, 第142条, 第144条, 第167条	高レベル放射性滞留水処理関連設備の運転・保守管理マニュアル	FS-57・WT-001	福島第一安定化センター水処理設備部	第126条, 第127条, 第130条, 第132条, 第145条, 第146条, 第149条, 第167条	7.1, 7.2.1, 7.5, 8.3	7.1, 7.2.1, 7.5, 8.3	状態管理マニュアル	NM-51-6	原子力運営管理部	第126条, 第127条, 第138条～第144条, 第147条, 第148条, 第167条	運転員の引継マニュアル	NM-51-4	原子力運営管理部	第129条, 第137条, 第167条	7.1, 7.2.1, 7.5	7.1, 7.2.1, 7.5	地震後の対応マニュアル	NM-51-12	原子力運営管理部	第130条	<p>・窒素ガス封入設備及び原子炉格納容器ガス管理設備の移管に伴う変更</p> <p>・記載の適正化</p>
第122条の2の関連条項	原子力品質保証規程の関連条項	名称	文書番号	管理箇所																																																																																																																												
4.2, 7.2.2, 8.3, 8.5.1, 8.5.2, 8.5.3	4.2, 7.2.2, 8.3, 8.5.1, 8.5.2, 8.5.3	福島第一安定化センター品質保証計画書運用マニュアル	FS-57	福島第一安定化センター安全総括部																																																																																																																												
8.2.2, 8.5.1	8.2.2, 8.5.1	原子力品質監査基本マニュアル	NA-19	原子力品質監査部																																																																																																																												
第122条の2の関連条項	原子力品質保証規程の関連条項	名称	文書番号	管理箇所	第12章の関連条文																																																																																																																											
5.5.3, 8.3	5.5.3, 8.3	トラブル等の報告マニュアル	NM-51-11	原子力運営管理部	第124条, 第167条, 第168条																																																																																																																											
5.5.3	5.5.3	原子炉主任技術者職務運用マニュアル	NM-24-1	原子力運営管理部	第125条																																																																																																																											
6.2, 8.3	6.2, 8.3	運転員の確保マニュアル	NM-51-1	原子力運営管理部	第126条, 第131条																																																																																																																											
6.2.2, 6.3, 6.4, 7.1, 7.2.1, 7.5, 8.3	6.2.2, 6.3, 6.4, 7.1, 7.2.1, 7.5, 8.3	原子炉・使用済燃料プール冷却設備等の運転・保守管理マニュアル	FS-57・CP-001	福島第一安定化センター冷却設備部	第126条, 第127条, 第130条～第133条, 第138条～第140条, 第141条, 第142条, 第144条, 第167条																																																																																																																											
		高レベル放射性滞留水処理関連設備の運転・保守管理マニュアル	FS-57・WT-001	福島第一安定化センター水処理設備部	第126条, 第127条, 第130条, 第132条, 第145条, 第146条, 第149条, 第167条																																																																																																																											
7.1, 7.2.1, 7.5, 8.3	7.1, 7.2.1, 7.5, 8.3	状態管理マニュアル	NM-51-6	原子力運営管理部	第126条, 第127条, 第138条～第143条, 第147条, 第148条, 第167条																																																																																																																											
		運転員の引継マニュアル	NM-51-4	原子力運営管理部	第129条, 第137条, 第167条																																																																																																																											
第122条の2の関連条項	原子力品質保証規程の関連条項	名称	文書番号	管理箇所																																																																																																																												
4.2, 7.2.2, 8.3, 8.5.1, 8.5.2, 8.5.3	4.2, 7.2.2, 8.3, 8.5.1, 8.5.2, 8.5.3	福島第一安定化センター品質保証計画書運用マニュアル	FS-57	福島第一安定化センター安全総括部																																																																																																																												
8.2.2, 8.5.1	8.2.2, 8.5.1	原子力品質監査基本マニュアル	NA-19	原子力品質監査部																																																																																																																												
第122条の2の関連条項	原子力品質保証規程の関連条項	名称	文書番号	管理箇所	第12章の関連条文																																																																																																																											
5.5.3, 8.3	5.5.3, 8.3	トラブル等の報告マニュアル	NM-51-11	原子力運営管理部	第124条, 第167条, 第168条																																																																																																																											
5.5.3	5.5.3	原子炉主任技術者職務運用マニュアル	NM-24-1	原子力運営管理部	第125条																																																																																																																											
6.2, 8.3	6.2, 8.3	運転員の確保マニュアル	NM-51-1	原子力運営管理部	第126条, 第131条																																																																																																																											
6.2.2, 6.3, 6.4, 7.1, 7.2.1, 7.5, 8.3	6.2.2, 6.3, 6.4, 7.1, 7.2.1, 7.5, 8.3	原子炉・使用済燃料プール冷却設備等の運転・保守管理マニュアル	FS-57・CP-001	福島第一安定化センター冷却設備部	第126条, 第127条, 第130条～第133条, 第138条～第140条, 第141条, 第142条, 第144条, 第167条																																																																																																																											
		高レベル放射性滞留水処理関連設備の運転・保守管理マニュアル	FS-57・WT-001	福島第一安定化センター水処理設備部	第126条, 第127条, 第130条, 第132条, 第145条, 第146条, 第149条, 第167条																																																																																																																											
7.1, 7.2.1, 7.5, 8.3	7.1, 7.2.1, 7.5, 8.3	状態管理マニュアル	NM-51-6	原子力運営管理部	第126条, 第127条, 第138条～第144条, 第147条, 第148条, 第167条																																																																																																																											
		運転員の引継マニュアル	NM-51-4	原子力運営管理部	第129条, 第137条, 第167条																																																																																																																											
7.1, 7.2.1, 7.5	7.1, 7.2.1, 7.5	地震後の対応マニュアル	NM-51-12	原子力運営管理部	第130条																																																																																																																											

変更前						変更後						備考	
6.2.2, 6.3, 6.4, 7.1, 7.2.1, 7.5, 8.3	6.2.2, 6.3, 6.4, 7.1, 7.2.1, 7.5, 8.3	電気設備の保守管理マニュアル	FS-57・PI-001	福島第一安定化センター電気・通信基盤部	第130条～第132条, 第147条, 第148条, 第167条	6.2.2, 6.3, 6.4, 7.1, 7.2.1, 7.5, 8.3	6.2.2, 6.3, 6.4, 7.1, 7.2.1, 7.5, 8.3	電気設備の保守管理マニュアル	FS-57・PI-001	福島第一安定化センター電気・通信基盤部	第130条～第132条, 第167条	<p>・電気設備の移管に伴う変更</p> <p>・窒素ガス封入設備及び原子炉格納容器ガス管理設備の移管に伴う変更</p> <p>・ドラム缶等の固体廃棄物貯蔵庫以外への仮置きに係る変更</p>	
6.3, 6.4, 7.1, 7.2.1, 7.5, 8.3	6.3, 6.4, 7.1, 7.2.1, 7.5, 8.3	使用済燃料共用プール設備の運用・保守管理マニュアル	FS-57・ME-001	福島第一安定化センター機械設備部	第130条, 第131条, 第132条, 第140条の2, 第167条	6.3, 6.4, 7.1, 7.2.1, 7.5, 8.3	6.3, 6.4, 7.1, 7.2.1, 7.5, 8.3	使用済燃料共用プール設備の運用・保守管理マニュアル	FS-57・ME-001	福島第一安定化センター機械設備部	第130条, 第131条, 第132条, 第140条の2, 第167条		
		免震重要棟電気設備保守管理要領	NE-55-7・1F-B1-001	福島第一原子力発電所総務部	第130条, 第132条, 第148条, 第167条			免震重要棟電気設備保守管理要領	NE-55-7・1F-B1-001	福島第一原子力発電所総務部	第130条, 第132条, 第148条, 第167条		
6.2.2, 7.1, 7.2.1, 7.5	6.2.2, 7.1, 7.2.1, 7.5	福島第一原子力発電所 防火管理要領	NM-51-17・1F-S1-001	福島第一原子力発電所防災安全部	第131条	6.2.2, 7.1, 7.2.1, 7.5	6.2.2, 7.1, 7.2.1, 7.5	福島第一原子力発電所 防火管理要領	NM-51-17・1F-S1-001	福島第一原子力発電所防災安全部	第131条		
7.1, 7.2.1, 7.5, 8.3	7.1, 7.2.1, 7.5, 8.3	定例試験マニュアル	NM-51-14	原子力運営管理部	第131条, 第138条, 第142条	7.1, 7.2.1, 7.5, 8.3	7.1, 7.2.1, 7.5, 8.3	定例試験マニュアル	NM-51-14	原子力運営管理部	第131条, 第138条, 第142条, 第144条		
		作業管理マニュアル	NQ-51-8	原子力品質・安全部	第132条			作業管理マニュアル	NQ-51-8	原子力品質・安全部	第132条		
6.3, 6.4, 7.1, 7.2.1, 7.5, 8.3	6.3, 6.4, 7.1, 7.2.1, 7.5, 8.3	計装・通信設備の保守管理マニュアル	FS-57・PI-002	福島第一安定化センター電気・通信基盤部	第132条, 第138条, 第140条, 第141条, 第143条, 第144条, 第146条, 第167条	6.3, 6.4, 7.1, 7.2.1, 7.5, 8.3	6.3, 6.4, 7.1, 7.2.1, 7.5, 8.3	計装・通信設備の保守管理マニュアル	FS-57・PI-002	福島第一安定化センター電気・通信基盤部	第132条, 第138条, 第140条, 第141条, 第143条, 第144条, 第146条, 第167条		
7.1, 7.2.1, 7.5, 8.3	7.1, 7.2.1, 7.5, 8.3	運転操作マニュアル	NM-51-5	原子力運営管理部	第138条, 第140条, 第140条の2, 第141条, 第142条, 第147条, 第148条	7.1, 7.2.1, 7.5, 8.3	7.1, 7.2.1, 7.5, 8.3	運転操作マニュアル	NM-51-5	原子力運営管理部	第138条, 第140条, 第140条の2, 第141条, 第142条, 第144条, 第147条, 第148条		
7.1, 7.2.1, 7.5	7.1, 7.2.1, 7.5	水質管理マニュアル	NM-51-30	原子力運営管理部	第142条	7.1, 7.2.1, 7.5	7.1, 7.2.1, 7.5	水質管理マニュアル	NM-51-30	原子力運営管理部	第142条		
6.4, 7.1, 7.2.1, 7.5, 8.3	6.4, 7.1, 7.2.1, 7.5, 8.3	福島第一原子力発電所瓦礫等管理マニュアル	FS-57・RE-002	福島第一安定化センター保安環境部	第149条の2	6.4, 7.1, 7.2.1, 7.5, 8.3	6.4, 7.1, 7.2.1, 7.5, 8.3	福島第一原子力発電所瓦礫等管理マニュアル	FS-57・RE-002	福島第一安定化センター保安環境部	第149条の2		
7.1, 7.2.1, 7.5	7.1, 7.2.1, 7.5	気体の廃棄物の管理マニュアル	FS-57・RE-001	福島第一安定化センター保安環境部	第149条の4～第149条の6, 第167条	7.1, 7.2.1, 7.5	7.1, 7.2.1, 7.5	気体の廃棄物の管理マニュアル	FS-57・RE-001	福島第一安定化センター保安環境部	第149条の4～第149条の6, 第167条		
						7.1, 7.2.1, 7.5	7.1, 7.2.1, 7.5	放射性廃棄物管理基本マニュアル	NM-54	原子力運営管理部	第149条の3		
6.2.2, 6.4, 7.1, 7.2.1, 7.5, 8.3	6.2.2, 6.4, 7.1, 7.2.1, 7.5, 8.3	福島第一原子力発電所放射線管理基本マニュアル	NM-58	原子力運営管理部	第150条～第156条, 第158条～第164条	6.2.2, 6.4, 7.1, 7.2.1, 7.5, 8.3	6.2.2, 6.4, 7.1, 7.2.1, 7.5, 8.3	福島第一原子力発電所放射線管理基本マニュアル	NM-58	原子力運営管理部	第150条～第156条, 第158条～第164条		
7.1, 7.2.1, 7.5	7.1, 7.2.1, 7.5	福島第一原子力発電所立入者登録管理マニュアル	NK-58-1	原子力・立地業務部	第153条, 第153条の2	7.1, 7.2.1, 7.5	7.1, 7.2.1, 7.5	福島第一原子力発電所立入者登録管理マニュアル	NK-58-1	原子力・立地業務部	第153条, 第153条の2		
		福島第一原子力発電所線量管理マニュアル	NK-58-2	原子力・立地業務部	第157条, 第167条			福島第一原子力発電所線量管理マニュアル	NK-58-2	原子力・立地業務部	第157条, 第167条		
6.2	6.2	福島第一安定化センター保安教育マニュアル	FS-57・SM-001	福島第一安定化センター安全総括部	第165条～第167条	6.2	6.2	福島第一安定化センター保安教育マニュアル	FS-57・SM-001	福島第一安定化センター安全総括部	第165条～第167条		
7.1, 7.2.1, 7.5	7.1, 7.2.1, 7.5	燃料管理基本マニュアル	NM-52	原子力運営管理部	第169条	7.1, 7.2.1, 7.5	7.1, 7.2.1, 7.5	燃料管理基本マニュアル	NM-52	原子力運営管理部	第169条		
要領, 要項, 手引等の手順書 部門作成文書 (省略)						要領, 要項, 手引等の手順書 部門作成文書 (省略)							

変更前	変更後	備 考
<p>(保安に関する職務) 第124条 (中略)</p> <p>2. 保安に関する職務のうち、安定化センター組織の職務は次のとおり。</p> <p>(1) 福島第一安定化センター所長(以下、「安定化センター所長」という。)は、原子力・立地本部長を補佐し、発電所におけるプラントの安定状態維持・継続、放射線量低減・汚染拡大防止及び廃止措置に向けた諸対策の計画・工事・運用・保守に関する業務(福島第一対策プロジェクトチーム所管業務を除く。)を統括管理する。</p> <p>(2) 総括グループは、本章で定める各設備等のうち、安定化センターに関わる業務の取り纏めに関する業務を行う。</p> <p>(3) プロジェクト管理グループは、本章で定める各設備等のうち、工程・レイアウト管理、要員管理及び総予算・調達管理に関する業務を行う。</p> <p>(4) 品質・安全グループは、本章で定める各設備等のうち、原子力安全の総括(安全評価を含む。)、品質の管理、教育・力量管理及び保安検査に関する業務を行う。</p> <p>(5) 冷却第一グループは、本章で定める各設備等のうち、原子炉注水設備及びほう酸水注入設備の保守管理並びに消防車の運用に関する業務を行う。</p> <p>(6) 冷却第二グループは、本章で定める各設備等のうち、窒素ガス封入設備及び原子炉格納容器ガス管理設備の運用、保守管理に関する業務を行う。</p> <p>(7) 冷却第三グループは、本章で定める各設備等のうち、使用済燃料プール冷却設備の保守管理、消防車の運用、コンクリートポンプ車の運用、保守管理及び水貯蔵タンクの水質管理に関する業務を行う。</p> <p>(8) 水処理第一グループは、本章で定める各設備等のうち、滞留水及びサブドレン水の水位管理、高レベル汚染水の移送に関する業務を行う。</p> <p>(9) 水処理第二グループは、本章で定める各設備等のうち、汚染水処理装置の運用、保守管理に関する業務を行う。</p> <p>(10) 水処理第三グループは、本章で定める各設備等のうち、放射性廃棄物の貯蔵に関する業務を行う。</p> <p>(11) 機械第一グループは、本章で定める各設備等のうち、他グループに属さない遠隔無人化装置の管理運営、建屋内除染・空気浄化等被ばく低減策の実施及び構内除染計画の取り纏めに関する業務を行う。</p> <p>(12) 機械第二グループは、本章で定める各設備等のうち、共用プール設備の保守管理に関する業務を行う。</p> <p>(13) 機械第三グループは、原子炉建屋カバー・コンテナの工事、乾式キャスクの復旧、4号炉使用済燃料プール新燃料先行取り出し・運搬及び運用補助共用施設における新燃料の取り扱い並びに共用プール設備の復旧及び消防車の運用に関する業務を行う。</p> <p>(14) 電気第一グループは、本章で定める各設備等のうち、総括(電源車管理を含む。)、所内電源、仮設電源の設計、運用、保守管理に関する業務を行う。</p> <p>(15) 電気第二グループは、本章で定める各設備等のうち、各設備等で必要な電源設備の運用、保守管理に関する業務を行う。</p> <p>(16) 計装第一グループは、本章で定める各設備等のうち、1号炉及び2号炉の計装設備の保守管理に関する業務を行う。</p> <p>(17) 計装第二グループは、本章で定める各設備等のうち、3号炉及び4号炉の計装設備の保守管理に関する業務を行う。</p>	<p>(保安に関する職務) 第124条 (中略)</p> <p>2. 保安に関する職務のうち、安定化センター組織の職務は次のとおり。</p> <p>(1) 福島第一安定化センター所長(以下、「安定化センター所長」という。)は、原子力・立地本部長を補佐し、発電所におけるプラントの安定状態維持・継続、放射線量低減・汚染拡大防止及び廃止措置に向けた諸対策の計画・工事・運用・保守に関する業務(福島第一対策プロジェクトチーム所管業務を除く。)を統括管理する。</p> <p>(2) 総括グループは、本章で定める各設備等のうち、安定化センターに関わる業務の取り纏めに関する業務を行う。</p> <p>(3) プロジェクト管理グループは、本章で定める各設備等のうち、工程・レイアウト管理、要員管理及び総予算・調達管理に関する業務を行う。</p> <p>(4) 品質・安全グループは、本章で定める各設備等のうち、原子力安全の総括(安全評価を含む。)、品質の管理、教育・力量管理及び保安検査に関する業務を行う。</p> <p>(5) 冷却第一グループは、本章で定める各設備等のうち、原子炉注水設備及びほう酸水注入設備の保守管理並びに消防車の運用に関する業務を行う。</p> <p>(6) 冷却第二グループは、本章で定める各設備等のうち、窒素ガス封入設備及び原子炉格納容器ガス管理設備の巡視点検、保守管理に関する業務を行う。</p> <p>(7) 冷却第三グループは、本章で定める各設備等のうち、使用済燃料プール冷却設備の保守管理、消防車の運用、コンクリートポンプ車の運用、保守管理及び水貯蔵タンクの水質管理に関する業務を行う。</p> <p>(8) 水処理第一グループは、本章で定める各設備等のうち、滞留水及びサブドレン水の水位管理、高レベル汚染水の移送に関する業務を行う。</p> <p>(9) 水処理第二グループは、本章で定める各設備等のうち、汚染水処理装置の運用、保守管理に関する業務を行う。</p> <p>(10) 水処理第三グループは、本章で定める各設備等のうち、放射性廃棄物の貯蔵に関する業務を行う。</p> <p>(11) 機械第一グループは、本章で定める各設備等のうち、他グループに属さない遠隔無人化装置の管理運営、建屋内除染・空気浄化等被ばく低減策の実施及び構内除染計画の取り纏めに関する業務を行う。</p> <p>(12) 機械第二グループは、本章で定める各設備等のうち、共用プール設備の保守管理に関する業務を行う。</p> <p>(13) 機械第三グループは、原子炉建屋カバー・コンテナの工事、乾式キャスクの復旧、4号炉使用済燃料プール新燃料先行取り出し・運搬及び運用補助共用施設における新燃料の取り扱い並びに共用プール設備の復旧及び消防車の運用に関する業務を行う。</p> <p>(14) 電気第一グループは、本章で定める各設備等のうち、総括、所内電源、仮設電源の設計、保守管理並びに電源車の運用及び保守管理に関する業務を行う。</p> <p>(15) 電気第二グループは、本章で定める各設備等のうち、各設備等で必要な電源設備の保守管理に関する業務を行う。</p> <p>(16) 計装第一グループは、本章で定める各設備等のうち、1号炉及び2号炉の計装設備の保守管理に関する業務を行う。</p> <p>(17) 計装第二グループは、本章で定める各設備等のうち、3号炉及び4号炉の計装設備の保守管理に関する業務を行う。</p>	<p>・窒素ガス封入設備及び原子炉格納容器ガス管理設備の移管に伴う変更</p> <p>・記載の適正化 ・電気設備の移管に伴う変更</p>

変更前	変更後	備 考
<p>(18) 外部電源強化グループは、本章で定める各設備等のうち、外部電源強化に伴う設備等の工事に関する業務を行う。</p> <p>(19) 情報システムグループは、本章で定める各設備等のうち、情報システム設備の保守管理に関する業務を行う。</p> <p>(20) 通信システムグループは、本章で定める各設備等のうち、通信設備の保守管理に関する業務を行う。</p> <p>(21) 土木第一グループは、本章で定める各設備等のうち、生活基盤整備に関する業務を行う。</p> <p>(22) 土木第二グループは、本章で定める各設備等のうち、地下水遮へい壁及び港湾整備に関する業務を行う。</p> <p>(23) 土木第三グループは、本章で定める各設備等のうち、冷却水保管設備等の工事に関する業務を行う。</p> <p>(24) 土木第四グループは、本章で定める各設備等のうち、瓦礫・伐採木の保管場の整備及び敷地内除染に関する業務を行う。</p> <p>(25) 建築第一グループは、本章で定める各設備等のうち、3号炉原子炉建屋カバー・コンテナの工事（機械第三グループ所管業務を除く。）に関する業務を行う。</p> <p>(26) 建築第二グループは、本章で定める各設備等のうち、1号炉及び4号炉原子炉建屋カバー・コンテナの工事・保守管理（機械第三グループ所管業務を除く。）に関する業務を行う。</p> <p>(27) 建築第三グループは、本章で定める各設備等のうち、建屋地下水対策及び建屋間止水対策に関する業務を行う。</p> <p>(28) 建築第四グループは、本章で定める各設備等のうち、建屋内瓦礫撤去及び建屋内除染（機械第一グループ所管業務を除く。）に関する業務を行う。</p> <p>(29) 放射線安全グループは、本章で定める各設備等のうち、放射線防護に係る装備品の管理に関する業務を行う。</p> <p>(30) 保健安全グループは、本章で定める各設備等のうち、個人線量管理、管理区域入域許可等の管理及び放射線従事者登録に関する業務を行う。</p> <p>(31) 作業放射線管理グループは、本章で定める各設備等のうち、構内作業の放射線管理及びガスサンプリングによる放射能分析に関する業務を行う。</p> <p>(32) 放射線防護管理グループは、本章で定める各設備等のうち、臨時の出入管理箇所における装備品の管理及びスクリーニングに関する業務を行う。</p> <p>(33) 環境モニタリンググループは、本章で定める各設備等のうち、発電所内外の陸域・海域のモニタリングに関する業務を行う。</p> <p>(34) 廃棄物管理グループは、本章で定める各設備等のうち、作業で発生した放射性固体廃棄物の管理に関する業務を行う。</p> <p>(省略)</p>	<p>(18) 外部電源強化グループは、本章で定める各設備等のうち、外部電源強化に伴う設備等の工事に関する業務を行う。</p> <p>(19) 情報システムグループは、本章で定める各設備等のうち、情報システム設備の保守管理に関する業務を行う。</p> <p>(20) 通信システムグループは、本章で定める各設備等のうち、通信設備の保守管理に関する業務を行う。</p> <p>(21) 土木第一グループは、本章で定める各設備等のうち、生活基盤整備に関する業務を行う。</p> <p>(22) 土木第二グループは、本章で定める各設備等のうち、地下水遮へい壁及び港湾整備に関する業務を行う。</p> <p>(23) 土木第三グループは、本章で定める各設備等のうち、冷却水保管設備等の工事に関する業務を行う。</p> <p>(24) 土木第四グループは、本章で定める各設備等のうち、瓦礫・伐採木の保管場の整備及び敷地内除染に関する業務を行う。</p> <p>(25) 建築第一グループは、本章で定める各設備等のうち、3号炉原子炉建屋カバー・コンテナの工事（機械第三グループ所管業務を除く。）に関する業務を行う。</p> <p>(26) 建築第二グループは、本章で定める各設備等のうち、1号炉及び4号炉原子炉建屋カバー・コンテナの工事・保守管理（機械第三グループ所管業務を除く。）に関する業務を行う。</p> <p>(27) 建築第三グループは、本章で定める各設備等のうち、建屋地下水対策及び建屋間止水対策に関する業務を行う。</p> <p>(28) 建築第四グループは、本章で定める各設備等のうち、建屋内瓦礫撤去及び建屋内除染（機械第一グループ所管業務を除く。）に関する業務を行う。</p> <p>(29) 放射線安全グループは、本章で定める各設備等のうち、放射線防護に係る装備品の管理に関する業務を行う。</p> <p>(30) 保健安全グループは、本章で定める各設備等のうち、個人線量管理、管理区域入域許可等の管理及び放射線従事者登録に関する業務を行う。</p> <p>(31) 作業放射線管理グループは、本章で定める各設備等のうち、構内作業の放射線管理及びガスサンプリングによる放射能分析に関する業務を行う。</p> <p>(32) 放射線防護管理グループは、本章で定める各設備等のうち、臨時の出入管理箇所における装備品の管理及びスクリーニングに関する業務を行う。</p> <p>(33) 環境モニタリンググループは、本章で定める各設備等のうち、発電所内外の陸域・海域のモニタリングに関する業務を行う。</p> <p>(34) 廃棄物管理グループは、本章で定める各設備等のうち、作業で発生した放射性固体廃棄物の管理に関する業務を行う。</p> <p>(省略)</p>	<p>・変更なし</p>

変更前	変更後	備 考
<p>(地震発生時等の対応)</p> <p>第130条</p> <p>安定化センター各GM又は各GMは、地震・火災が発生した場合は、「FS-57・CP-001 原子炉・使用済燃料プール冷却設備等の運転・保守管理マニュアル」、「FS-57・WT-001 高レベル放射性滞留水処理関連設備の運転・保守管理マニュアル」、「FS-57・PI-001 電気設備の保守管理マニュアル」、「FS-57・ME-001 使用済燃料共用プール設備の運用・保守管理マニュアル」及び「NE-55-7・1F-B1-001 免震重要棟電気設備保守管理要領」に基づき、次の措置を講じるとともに、その結果を安定化センター所長、所長及び主任技術者に報告する。</p> <p>(1) 震度5弱以上の地震が観測¹された場合は、地震終了後に本章で定める各設備等の損傷の有無及び火災発生の有無を確認する。</p> <p>(2) 本章で定める各設備等に火災が発生した場合は、早期消火及び延焼防止に努め、鎮火後本章で定める各設備等の損傷の有無を確認する。</p> <p>(省略)</p>	<p>(地震発生時等の対応)</p> <p>第130条</p> <p>安定化センター各GM又は各GMは、地震・火災が発生した場合は、「NM-51-12 地震後の対応マニュアル」、「FS-57・CP-001 原子炉・使用済燃料プール冷却設備等の運転・保守管理マニュアル」、「FS-57・WT-001 高レベル放射性滞留水処理関連設備の運転・保守管理マニュアル」、「FS-57・PI-001 電気設備の保守管理マニュアル」、「FS-57・ME-001 使用済燃料共用プール設備の運用・保守管理マニュアル」及び「NE-55-7・1F-B1-001 免震重要棟電気設備保守管理要領」に基づき、次の措置を講じるとともに、その結果を安定化センター所長、所長及び主任技術者に報告する。</p> <p>(1) 震度5弱以上の地震が観測¹された場合は、地震終了後に本章で定める各設備等の損傷の有無及び火災発生の有無を確認する。</p> <p>(2) 本章で定める各設備等に火災が発生した場合は、早期消火及び延焼防止に努め、鎮火後本章で定める各設備等の損傷の有無を確認する。</p> <p>(省略)</p>	<p>・記載の適正化</p>

変更前	変更後	備 考
<p>(格納容器内の不活性雰囲気維持機能)</p> <p>第144条 (中略)</p> <p>2. 「FS-57・CP-001 原子炉・使用済燃料プール冷却設備等の運転・保守管理マニュアル」に基づき、窒素ガス封入設備及び原子炉格納容器ガス管理設備を管理するとともに、前項で定める運転上の制限を満足していることを確認するため、次の各号を実施する。</p> <p>(1) 品質・安全GMは、格納容器の状態に応じ、必要な窒素封入量を評価し、<u>冷却第二GM</u>に通知する。</p> <p>(2) <u>冷却第二GM</u>は、必要な窒素封入量が確保されていることを毎日1回確認する。なお、必要な窒素封入量が確保できていない場合は速やかに所定の封入量に戻すこと。</p> <p>(3) <u>冷却第二GM</u>は、<u>運転中の窒素ガス分離装置の封入圧力が格納容器圧力以上であること及び封入する窒素の濃度が99%以上であることを毎日1回確認する。</u></p> <p>(4) <u>冷却第二GM</u>は、表144-2に定める事項を確認する。</p> <p>(5) 品質・安全GMは、原子炉格納容器ガス管理設備の流量が変更された場合、表144-1に定める格納容器内水素濃度を満足するため、原子炉格納容器ガス管理設備内での大気のインリークを考慮した同設備の水素濃度管理値を評価し、<u>冷却第二GM</u>に通知する。</p> <p>(6) <u>冷却第二GM</u>は、原子炉格納容器ガス管理設備が運転状態にあること及び原子炉格納容器ガス管理設備の水素濃度が水素濃度管理値以下であることを毎日1回確認する¹。</p> <p>1: 原子炉格納容器ガス管理設備が運転状態にない場合又は原子炉格納容器ガス管理設備の水素濃度が確認できない場合には、次の事項を実施する。 <u>冷却第二GM</u>は、速やかに必要な窒素封入量が確保されていることを確認する。 <u>冷却第二GM</u>は、窒素封入量の減少操作を中止する又は行わない。 品質・安全GMは、格納容器内水素濃度を評価し、<u>冷却第二GM</u>に通知する。 <u>冷却第二GM</u>は、格納容器内水素濃度の評価結果が、表144-1の格納容器内水素濃度以下であることを確認する。 <u>冷却第二GM</u>は、原子炉格納容器ガス管理設備の水素検出器の故障により原子炉格納容器ガス管理設備の水素濃度が確認できない場合、速やかに原子炉格納容器ガス管理設備の水素検出器を復旧する措置を開始する。</p> <p>3. <u>冷却第二GM</u>は、窒素ガス封入設備又は格納容器内水素濃度が第1項で定める運転上の制限を満足していないと判断した場合、「FS-57・CP-001 原子炉・使用済燃料プール冷却設備等の運転・保守管理マニュアル」に基づき、表144-3の措置を講じる。</p> <p>(省略)</p>	<p>(格納容器内の不活性雰囲気維持機能)</p> <p>第144条 (中略)</p> <p>2. 「FS-57・CP-001 原子炉・使用済燃料プール冷却設備等の運転・保守管理マニュアル」<u>、「NM-51-5 運転操作マニュアル」</u>、「NM-51-6 状態管理マニュアル」及び「NM-51-14 定例試験マニュアル」に基づき、窒素ガス封入設備及び原子炉格納容器ガス管理設備を管理するとともに、前項で定める運転上の制限を満足していることを確認するため、次の各号を実施する。</p> <p>(1) 品質・安全GMは、格納容器の状態に応じ、必要な窒素封入量を評価し、<u>当直長</u>に通知する。</p> <p>(2) <u>当直長</u>は、<u>運転中の窒素ガス分離装置の封入圧力が格納容器圧力以上であること及び必要な窒素封入量が確保されていることを毎日1回確認する。</u>なお、必要な窒素封入量が確保できていない場合は速やかに所定の封入量に戻すこと。</p> <p>(3) <u>冷却第二GM</u>は、封入する窒素の濃度が99%以上であることを毎日1回確認し、<u>当直長に通知する。</u></p> <p>(4) <u>当直長</u>は、表144-2に定める事項を確認する。</p> <p>(5) 品質・安全GMは、原子炉格納容器ガス管理設備の流量が変更された場合、表144-1に定める格納容器内水素濃度を満足するため、原子炉格納容器ガス管理設備内での大気のインリークを考慮した同設備の水素濃度管理値を評価し、<u>当直長</u>に通知する。</p> <p>(6) <u>当直長</u>は、原子炉格納容器ガス管理設備が運転状態にあること及び原子炉格納容器ガス管理設備の水素濃度が水素濃度管理値以下であることを毎日1回確認する¹。</p> <p>1: 原子炉格納容器ガス管理設備が運転状態にない場合又は原子炉格納容器ガス管理設備の水素濃度が確認できない場合には、次の事項を実施する。 <u>当直長</u>は、速やかに必要な窒素封入量が確保されていることを確認する。 <u>当直長</u>は、窒素封入量の減少操作を中止する又は行わない。 品質・安全GMは、格納容器内水素濃度を評価し、<u>当直長</u>に通知する。 <u>当直長</u>は、格納容器内水素濃度の評価結果が、表144-1の格納容器内水素濃度以下であることを確認する。 <u>当直長</u>は、原子炉格納容器ガス管理設備の水素検出器の故障により原子炉格納容器ガス管理設備の水素濃度が確認できない場合、速やかに原子炉格納容器ガス管理設備の水素検出器を復旧する措置を開始する。</p> <p>3. <u>当直長</u>は、窒素ガス封入設備又は格納容器内水素濃度が第1項で定める運転上の制限を満足していないと判断した場合、「NM-51-5 運転操作マニュアル」に基づき、表144-3の措置を講じる。</p> <p>(省略)</p>	<p>・窒素ガス封入設備及び原子炉格納容器ガス管理設備の移管に伴う変更</p>

変更前	変更後	備 考
<p>(外部電源)</p> <p>第147条</p> <p>外部電源は、表147-1で定める事項を運転上の制限とする。ただし、送電線事故等による瞬停時及び計画的に電源切替等により停止する場合を除く。</p> <p>2. 「NM-51-5 運転操作マニュアル」及び「NM-51-6 状態管理マニュアル」に基づき、外部電源を管理するとともに、前項に定める運転上の制限を満足していることを確認するため、次号を実施する。</p> <p>(1) 当直長は、外部電源の電圧が確立していることを1週間に1回確認し、その結果を電気第一GMに通知する。</p> <p>3. 電気第一GMは、外部電源が第1項で定める運転上の制限を満足していないと判断した場合、「FS-57・PI-001 電気設備の保守管理マニュアル」に基づき、表147-2の措置を講じる。</p> <p>(省略)</p>	<p>(外部電源)</p> <p>第147条</p> <p>外部電源は、表147-1で定める事項を運転上の制限とする。ただし、送電線事故等による瞬停時及び計画的に電源切替等により停止する場合を除く。</p> <p>2. 「NM-51-5 運転操作マニュアル」及び「NM-51-6 状態管理マニュアル」に基づき、外部電源を管理するとともに、前項に定める運転上の制限を満足していることを確認するため、次号を実施する。</p> <p>(1) 当直長は、外部電源の電圧が確立していることを1週間に1回確認する。</p> <p>3. 当直長は、外部電源が第1項で定める運転上の制限を満足していないと判断した場合、「NM-51-5 運転操作マニュアル」に基づき、表147-2の措置を講じる。</p> <p>(省略)</p>	<p>・電気設備の移管に伴う変更</p>

変更前	変更後	備 考
<p>(所内電源系統)</p> <p>第 1 4 8 条</p> <p>所内電源系統は、表 1 4 8 - 1 で定める事項を運転上の制限とする。ただし、送電線事故等による瞬停時及び計画的に電源切替等により一時的に停止する場合を除く。</p> <p>2 . 「NM-51-5 運転操作マニュアル」及び「NM-51-6 状態管理マニュアル」に基づき、所内電源系統を管理するとともに、前項に定める運転上の制限を満足していることを確認するため、次号を実施する。</p> <p>(1) 当直長は、第 1 3 8 条、第 1 4 4 条及び第 1 4 6 条で要求される設備の維持に必要な交流高圧電源母線が受電されていることを 1 週間に 1 回確認し、その結果を電気第一 G M に通知する。</p> <p>(2) 当直長は免震重要棟の維持に必要な交流高圧電源母線が受電されていることを 1 週間に 1 回確認し、その結果を建築 G M に通知する。</p> <p>3 . <u>電気第一 G M</u> は、所内電源系統 (免震重要棟の維持に必要な交流高圧電源母線を除く) が第 1 項で定める運転上の制限を満足していないと判断した場合、「FS-57・PI-001 電気設備の保守管理マニュアル」に基づき、表 1 4 8 - 2 の措置を講じる。また、建築 G M は、免震重要棟の維持に必要な交流高圧電源母線が第 1 項で定める運転上の制限を満足していないと判断した場合、「NE-55-7・1F-B1-001 免震重要棟電気設備保守管理要領」に基づき、表 1 4 8 - 2 の措置を講じる。</p> <p>(省略)</p>	<p>(所内電源系統)</p> <p>第 1 4 8 条</p> <p>所内電源系統は、表 1 4 8 - 1 で定める事項を運転上の制限とする。ただし、送電線事故等による瞬停時及び計画的に電源切替等により一時的に停止する場合を除く。</p> <p>2 . 「NM-51-5 運転操作マニュアル」及び「NM-51-6 状態管理マニュアル」に基づき、所内電源系統を管理するとともに、前項に定める運転上の制限を満足していることを確認するため、次号を実施する。</p> <p>(1) 当直長は、第 1 3 8 条、第 1 4 4 条及び第 1 4 6 条で要求される設備の維持に必要な交流高圧電源母線が受電されていることを 1 週間に 1 回確認する。</p> <p>(2) 当直長は免震重要棟の維持に必要な交流高圧電源母線が受電されていることを 1 週間に 1 回確認し、その結果を建築 G M に通知する。</p> <p>3 . <u>当直長</u> は、所内電源系統 (免震重要棟の維持に必要な交流高圧電源母線を除く) が第 1 項で定める運転上の制限を満足していないと判断した場合、「NM-51-5 運転操作マニュアル」に基づき、表 1 4 8 - 2 の措置を講じる。また、建築 G M は、免震重要棟の維持に必要な交流高圧電源母線が第 1 項で定める運転上の制限を満足していないと判断した場合、「NE-55-7・1F-B1-001 免震重要棟電気設備保守管理要領」に基づき、表 1 4 8 - 2 の措置を講じる。</p> <p>(省略)</p>	<p>・電気設備の移管に伴う変更</p>

変更前	変更後	備 考
(な し)	<p>(ドラム缶等の固体廃棄物貯蔵庫以外への仮置き)</p> <p>第149条の3</p> <p>廃棄物管理GMは、貯蔵庫に保管されたドラム缶を貯蔵庫以外に一時的に仮置きする場合は、「NM-54 放射性廃棄物管理基本マニュアル」に基づき、ドラム缶等仮設保管設備¹に運搬する。なお、本条文は1号炉、2号炉、3号炉、4号炉、5号炉及び6号炉に適用される。</p> <p>2. 廃棄物管理GMは、「NM-54 放射性廃棄物管理基本マニュアル」に基づき、ドラム缶等仮設保管設備に保管されているドラム缶等²について以下の事項を実施する。</p> <p>(1) ドラム缶等仮設保管設備におけるドラム缶等の保管状況を確認するために、1週間に1回巡視を行う。なお、ドラム缶等の破損等があれば補修等を行う。</p> <p>(2) ドラム缶等仮設保管設備に保管されているドラム缶等の保管量を3ヶ月に1回確認する。</p> <p>(3) 関係者以外がむやみに立入らないよう、ドラム缶等仮設保管設備又は柵等による区画を行い、立入りを制限する旨を表示する。</p> <p>(4) ドラム缶の表面線量当量率が0.1mSv/h以下であることを確認し、保管する。</p> <p>(5) ドラム缶を3段に積み重ねて設置する場合には、転倒防止対策を施す。</p> <p>(6) ドラム缶等仮設保管設備周辺の空間線量率を定期的に測定し、測定結果を表示する。</p> <p>1：ドラム缶等仮設保管設備とは、ドラム缶等を仮置きする蛇腹ハウスをいう。以下、本条において同じ。</p> <p>2：ドラム缶等とは、ドラム缶に収納された放射性固体廃棄物、ドラム缶以外の容器に収納された放射性固体廃棄物、開口部閉止措置を実施した大型廃棄物をいう。以下、本条において同じ。</p>	<p>・ドラム缶等の固体廃棄物貯蔵庫以外への仮置きに係る変更</p>

変更前	変更後	備考																																																																																																																																																				
<p>第7節 記録及び報告</p> <p>(記録)</p> <p>第167条</p> <p>安定化センター各GM又は各GMは、表167-1に定める保安に関する記録を適正に作成し、保存する。</p>	<p>第7節 記録及び報告</p> <p>(記録)</p> <p>第167条</p> <p>安定化センター各GM又は各GMは、表167-1に定める保安に関する記録を適正に作成し、保存する。</p>																																																																																																																																																					
<p>表167-1</p>	<p>表167-1</p>																																																																																																																																																					
<table border="1"> <thead> <tr> <th>記録</th> <th>記録すべき場合¹</th> <th>保存期間</th> <th>関連マニュアル</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>1. 原子炉注水流量²</td> <td>毎日1回</td> <td>10年間</td> <td>9</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">2. 原子炉压力容器底部温度²</td> <td>連続して³</td> <td>10年間</td> <td>9</td> </tr> <tr> <td>毎日1回</td> <td>10年間</td> <td>9</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">3. 格納容器内温度²</td> <td>連続して³</td> <td>10年間</td> <td>9</td> </tr> <tr> <td>毎日1回</td> <td>10年間</td> <td>9</td> </tr> <tr> <td>4. 使用済燃料プール水温⁴</td> <td>毎日1回</td> <td>10年間</td> <td>9</td> </tr> <tr> <td>5. 使用済燃料共用プール水温</td> <td>毎日1回</td> <td>10年間</td> <td>9</td> </tr> <tr> <td>6. 短半減期核種の放射能濃度²</td> <td>1時間ごと</td> <td>10年間</td> <td>9</td> </tr> <tr> <td>7. 窒素封入量²</td> <td>毎日1回</td> <td>10年間</td> <td>10</td> </tr> <tr> <td>8. 格納容器水素濃度²</td> <td>毎日1回</td> <td>10年間</td> <td>10</td> </tr> <tr> <td>9. 滞留水水位⁴</td> <td>毎日1回</td> <td>10年間</td> <td>11</td> </tr> <tr> <td>10. サブドレン水の水位及び放射能濃度⁴</td> <td>測定の都度</td> <td>10年間</td> <td>11</td> </tr> <tr> <td>11. 本章で定める各設備等の巡視又は点検の状況並びにその担当者の氏名</td> <td>巡視又は点検の都度</td> <td>巡視又は点検を実施した施設又は設備を廃棄した後5年が経過するまでの期間</td> <td>9 ~ 11</td> </tr> <tr> <td>12. 本章で定める各設備等の点検・補修等の結果及びその担当者の氏名</td> <td>実施の都度</td> <td>点検・補修等を実施した施設又は設備を廃棄した後5年が経過するまでの期間</td> <td>10 ~ 15</td> </tr> <tr> <td>13. 運転責任者の氏名及び運転員の氏名並びに、これらの者の交代の日時及び交代時の引継事項⁴</td> <td>交代の都度</td> <td>1年間</td> <td>16</td> </tr> <tr> <td>14. 原子炉に使用している処理水の純度²</td> <td>測定の都度</td> <td>1年間</td> <td>10</td> </tr> <tr> <td>15. 本章で定める運転上の制限に関する警報装置から発せられた警報の内容</td> <td>その都度</td> <td>1年間</td> <td>11, 16</td> </tr> <tr> <td colspan="4" style="text-align: center;">(中略)</td> </tr> </tbody> </table>	記録	記録すべき場合 ¹	保存期間	関連マニュアル	1. 原子炉注水流量 ²	毎日1回	10年間	9	2. 原子炉压力容器底部温度 ²	連続して ³	10年間	9	毎日1回	10年間	9	3. 格納容器内温度 ²	連続して ³	10年間	9	毎日1回	10年間	9	4. 使用済燃料プール水温 ⁴	毎日1回	10年間	9	5. 使用済燃料共用プール水温	毎日1回	10年間	9	6. 短半減期核種の放射能濃度 ²	1時間ごと	10年間	9	7. 窒素封入量 ²	毎日1回	10年間	10	8. 格納容器水素濃度 ²	毎日1回	10年間	10	9. 滞留水水位 ⁴	毎日1回	10年間	11	10. サブドレン水の水位及び放射能濃度 ⁴	測定の都度	10年間	11	11. 本章で定める各設備等の巡視又は点検の状況並びにその担当者の氏名	巡視又は点検の都度	巡視又は点検を実施した施設又は設備を廃棄した後5年が経過するまでの期間	9 ~ 11	12. 本章で定める各設備等の点検・補修等の結果及びその担当者の氏名	実施の都度	点検・補修等を実施した施設又は設備を廃棄した後5年が経過するまでの期間	10 ~ 15	13. 運転責任者の氏名及び運転員の氏名並びに、これらの者の交代の日時及び交代時の引継事項 ⁴	交代の都度	1年間	16	14. 原子炉に使用している処理水の純度 ²	測定の都度	1年間	10	15. 本章で定める運転上の制限に関する警報装置から発せられた警報の内容	その都度	1年間	11, 16	(中略)				<table border="1"> <thead> <tr> <th>記録</th> <th>記録すべき場合¹</th> <th>保存期間</th> <th>関連マニュアル</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>1. 原子炉注水流量²</td> <td>毎日1回</td> <td>10年間</td> <td>9</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">2. 原子炉压力容器底部温度²</td> <td>連続して³</td> <td>10年間</td> <td>9</td> </tr> <tr> <td>毎日1回</td> <td>10年間</td> <td>9</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">3. 格納容器内温度²</td> <td>連続して³</td> <td>10年間</td> <td>9</td> </tr> <tr> <td>毎日1回</td> <td>10年間</td> <td>9</td> </tr> <tr> <td>4. 使用済燃料プール水温⁴</td> <td>毎日1回</td> <td>10年間</td> <td>9</td> </tr> <tr> <td>5. 使用済燃料共用プール水温</td> <td>毎日1回</td> <td>10年間</td> <td>9</td> </tr> <tr> <td>6. 短半減期核種の放射能濃度²</td> <td>1時間ごと</td> <td>10年間</td> <td>9</td> </tr> <tr> <td>7. 窒素封入量²</td> <td>毎日1回</td> <td>10年間</td> <td>9</td> </tr> <tr> <td>8. 格納容器水素濃度²</td> <td>毎日1回</td> <td>10年間</td> <td>9</td> </tr> <tr> <td>9. 滞留水水位⁴</td> <td>毎日1回</td> <td>10年間</td> <td>10</td> </tr> <tr> <td>10. サブドレン水の水位及び放射能濃度⁴</td> <td>測定の都度</td> <td>10年間</td> <td>10</td> </tr> <tr> <td>11. 本章で定める各設備等の巡視又は点検の状況並びにその担当者の氏名</td> <td>巡視又は点検の都度</td> <td>巡視又は点検を実施した施設又は設備を廃棄した後5年が経過するまでの期間</td> <td>9 ~ 11</td> </tr> <tr> <td>12. 本章で定める各設備等の点検・補修等の結果及びその担当者の氏名</td> <td>実施の都度</td> <td>点検・補修等を実施した施設又は設備を廃棄した後5年が経過するまでの期間</td> <td>10 ~ 15</td> </tr> <tr> <td>13. 運転責任者の氏名及び運転員の氏名並びに、これらの者の交代の日時及び交代時の引継事項⁴</td> <td>交代の都度</td> <td>1年間</td> <td>16</td> </tr> <tr> <td>14. 原子炉に使用している処理水の純度²</td> <td>測定の都度</td> <td>1年間</td> <td>11</td> </tr> <tr> <td>15. 本章で定める運転上の制限に関する警報装置から発せられた警報の内容</td> <td>その都度</td> <td>1年間</td> <td>10, 16</td> </tr> <tr> <td colspan="4" style="text-align: center;">(中略)</td> </tr> </tbody> </table>	記録	記録すべき場合 ¹	保存期間	関連マニュアル	1. 原子炉注水流量 ²	毎日1回	10年間	9	2. 原子炉压力容器底部温度 ²	連続して ³	10年間	9	毎日1回	10年間	9	3. 格納容器内温度 ²	連続して ³	10年間	9	毎日1回	10年間	9	4. 使用済燃料プール水温 ⁴	毎日1回	10年間	9	5. 使用済燃料共用プール水温	毎日1回	10年間	9	6. 短半減期核種の放射能濃度 ²	1時間ごと	10年間	9	7. 窒素封入量 ²	毎日1回	10年間	9	8. 格納容器水素濃度 ²	毎日1回	10年間	9	9. 滞留水水位 ⁴	毎日1回	10年間	10	10. サブドレン水の水位及び放射能濃度 ⁴	測定の都度	10年間	10	11. 本章で定める各設備等の巡視又は点検の状況並びにその担当者の氏名	巡視又は点検の都度	巡視又は点検を実施した施設又は設備を廃棄した後5年が経過するまでの期間	9 ~ 11	12. 本章で定める各設備等の点検・補修等の結果及びその担当者の氏名	実施の都度	点検・補修等を実施した施設又は設備を廃棄した後5年が経過するまでの期間	10 ~ 15	13. 運転責任者の氏名及び運転員の氏名並びに、これらの者の交代の日時及び交代時の引継事項 ⁴	交代の都度	1年間	16	14. 原子炉に使用している処理水の純度 ²	測定の都度	1年間	11	15. 本章で定める運転上の制限に関する警報装置から発せられた警報の内容	その都度	1年間	10, 16	(中略)				<p>・窒素ガス封入設備及び原子炉格納容器ガス管理設備の移管に伴う変更</p> <p>・記載の適正化</p>
記録	記録すべき場合 ¹	保存期間	関連マニュアル																																																																																																																																																			
1. 原子炉注水流量 ²	毎日1回	10年間	9																																																																																																																																																			
2. 原子炉压力容器底部温度 ²	連続して ³	10年間	9																																																																																																																																																			
	毎日1回	10年間	9																																																																																																																																																			
3. 格納容器内温度 ²	連続して ³	10年間	9																																																																																																																																																			
	毎日1回	10年間	9																																																																																																																																																			
4. 使用済燃料プール水温 ⁴	毎日1回	10年間	9																																																																																																																																																			
5. 使用済燃料共用プール水温	毎日1回	10年間	9																																																																																																																																																			
6. 短半減期核種の放射能濃度 ²	1時間ごと	10年間	9																																																																																																																																																			
7. 窒素封入量 ²	毎日1回	10年間	10																																																																																																																																																			
8. 格納容器水素濃度 ²	毎日1回	10年間	10																																																																																																																																																			
9. 滞留水水位 ⁴	毎日1回	10年間	11																																																																																																																																																			
10. サブドレン水の水位及び放射能濃度 ⁴	測定の都度	10年間	11																																																																																																																																																			
11. 本章で定める各設備等の巡視又は点検の状況並びにその担当者の氏名	巡視又は点検の都度	巡視又は点検を実施した施設又は設備を廃棄した後5年が経過するまでの期間	9 ~ 11																																																																																																																																																			
12. 本章で定める各設備等の点検・補修等の結果及びその担当者の氏名	実施の都度	点検・補修等を実施した施設又は設備を廃棄した後5年が経過するまでの期間	10 ~ 15																																																																																																																																																			
13. 運転責任者の氏名及び運転員の氏名並びに、これらの者の交代の日時及び交代時の引継事項 ⁴	交代の都度	1年間	16																																																																																																																																																			
14. 原子炉に使用している処理水の純度 ²	測定の都度	1年間	10																																																																																																																																																			
15. 本章で定める運転上の制限に関する警報装置から発せられた警報の内容	その都度	1年間	11, 16																																																																																																																																																			
(中略)																																																																																																																																																						
記録	記録すべき場合 ¹	保存期間	関連マニュアル																																																																																																																																																			
1. 原子炉注水流量 ²	毎日1回	10年間	9																																																																																																																																																			
2. 原子炉压力容器底部温度 ²	連続して ³	10年間	9																																																																																																																																																			
	毎日1回	10年間	9																																																																																																																																																			
3. 格納容器内温度 ²	連続して ³	10年間	9																																																																																																																																																			
	毎日1回	10年間	9																																																																																																																																																			
4. 使用済燃料プール水温 ⁴	毎日1回	10年間	9																																																																																																																																																			
5. 使用済燃料共用プール水温	毎日1回	10年間	9																																																																																																																																																			
6. 短半減期核種の放射能濃度 ²	1時間ごと	10年間	9																																																																																																																																																			
7. 窒素封入量 ²	毎日1回	10年間	9																																																																																																																																																			
8. 格納容器水素濃度 ²	毎日1回	10年間	9																																																																																																																																																			
9. 滞留水水位 ⁴	毎日1回	10年間	10																																																																																																																																																			
10. サブドレン水の水位及び放射能濃度 ⁴	測定の都度	10年間	10																																																																																																																																																			
11. 本章で定める各設備等の巡視又は点検の状況並びにその担当者の氏名	巡視又は点検の都度	巡視又は点検を実施した施設又は設備を廃棄した後5年が経過するまでの期間	9 ~ 11																																																																																																																																																			
12. 本章で定める各設備等の点検・補修等の結果及びその担当者の氏名	実施の都度	点検・補修等を実施した施設又は設備を廃棄した後5年が経過するまでの期間	10 ~ 15																																																																																																																																																			
13. 運転責任者の氏名及び運転員の氏名並びに、これらの者の交代の日時及び交代時の引継事項 ⁴	交代の都度	1年間	16																																																																																																																																																			
14. 原子炉に使用している処理水の純度 ²	測定の都度	1年間	11																																																																																																																																																			
15. 本章で定める運転上の制限に関する警報装置から発せられた警報の内容	その都度	1年間	10, 16																																																																																																																																																			
(中略)																																																																																																																																																						
<p>1: 記録可能な状態において常に記録することを意味しており、点検、故障又は消耗品の取替により記録不能な期間を除く。</p> <p>2: 1号炉、2号炉及び3号炉のみ。</p> <p>3: デジタルレコーダのデータを保存する。</p> <p>4: 1号炉、2号炉、3号炉及び4号炉のみ。</p> <p>5: 廃止措置が終了し、その結果が経済産業省令で定める基準に適合していることについて、経済産</p>	<p>1: 記録可能な状態において常に記録することを意味しており、点検、故障又は消耗品の取替により記録不能な期間を除く。</p> <p>2: 1号炉、2号炉及び3号炉のみ。</p> <p>3: デジタルレコーダのデータを保存する。</p> <p>4: 1号炉、2号炉、3号炉及び4号炉のみ。</p> <p>5: 廃止措置が終了し、その結果が経済産業省令で定める基準に適合していることについて、経済産</p>																																																																																																																																																					

変更前	変更後	備 考
<p>業大臣の確認を受けるまでの期間。</p> <p>6：5号炉及び6号炉のみ。</p> <p>7：妊娠不能と診断された者及び妊娠の意思のない旨を書面で申し出た者を除く。</p> <p>8：その記録に係る者が放射線業務従事者でなくなった場合又はその記録を保存している期間が5年を超えた場合において、その記録を経済産業大臣の指定する機関に引き渡すまでの期間。</p> <p>9：NM-51-6 状態管理マニュアル</p> <p><u>1.0</u>：FS-57・CP-001 原子炉・使用済燃料プール冷却設備等の運転・保守管理マニュアル</p> <p><u>1.1</u>：FS-57・WT-001 高レベル放射性滞留水処理関連設備の運転・保守管理マニュアル</p> <p>1.2：FS-57・PI-001 電気設備の保守管理マニュアル</p> <p>(省略)</p>	<p>業大臣の確認を受けるまでの期間。</p> <p>6：5号炉及び6号炉のみ。</p> <p>7：妊娠不能と診断された者及び妊娠の意思のない旨を書面で申し出た者を除く。</p> <p>8：その記録に係る者が放射線業務従事者でなくなった場合又はその記録を保存している期間が5年を超えた場合において、その記録を経済産業大臣の指定する機関に引き渡すまでの期間。</p> <p>9：NM-51-6 状態管理マニュアル</p> <p><u>1.0</u>：FS-57・WT-001 高レベル放射性滞留水処理関連設備の運転・保守管理マニュアル</p> <p><u>1.1</u>：FS-57・CP-001 原子炉・使用済燃料プール冷却設備等の運転・保守管理マニュアル</p> <p>1.2：FS-57・PI-001 電気設備の保守管理マニュアル</p> <p>(省略)</p>	<p>・記載の適正化</p>

変更前	変更後	備 考
<p style="text-align: center;">附 則</p> <p>附則（平成24年7月17日 20120712 原第20号） （施行期日） 第1条 この規定は、平成24年7月18日から施行する。</p> <p>（省略）</p>	<p style="text-align: center;">附 則</p> <p>附則（平成 年 月 日 原第 号） （施行期日） 第1条 この規定は、経済産業大臣の認可を受けた日から10日以内に施行する。 2. 第149条の3において規定する項目が第87条において規定する項目と重複する部分に限り、 第149条の3に関する項目を適用する。なお、適用期間については、施行日から1年間とする。</p> <p>（省略）</p>	